

令和5年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 上目黒住区センター児童館学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
 例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童クラブ運営指針を踏まえて、年間事業計画を作成し、育成支援を行っている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	放課後児童健全育成事業の役割を理解し、学校や地域と連携を図りながら保護者と連携し、育成支援を行うとともにその家庭の子育て支援を行えるように努力している。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解し、子どもが安心して過ごせるよう環境整備に努めると共に、発達段階に応じた遊びや生活が可能となるよう自主性や社会性の向上、基本的生活習慣の確立を目指した保育をしている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○	保護者が安心して子育てと仕事を両立できるように、保護者会等や個人面談・連絡帳などを通して、子どもの様子を伝えている。保護者からの悩みにも寄り添い対応している。小学校とは担任教諭と懇談を実施し、互いに情報を交換している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	放課後児童支援員研修やその他の研修に参加し、放課後児童支援員の役割等を理解している。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	子どもの人権を十分に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して支援を行っている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	個人面談や連絡帳等を通して保護者の要望等を把握し、要望や苦情があれば迅速に対応できるようにしている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。
	(2)研修等	○	放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。
	(3)運営内容の評価と改善	○	放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	小学生の発達段階を研修などを通して学び、発達の個人差も踏まえ、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、事業運営を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	育成支援の内容に基づいて年間事業計画を作成し、子ども一人ひとりが豊かな集団生活を送れるように事業を運営している。また、子どもの発達面や養育環境についても把握し、支援を必要としている場合にその対応もしている。
	(2)育成支援の留意点	○	個別に抱える課題について職員間で情報共有し、その対応をふまえて育成支援の指導を行っている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○	障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受け入れに努めている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○	特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。
	(1)保護者との連絡	○	各種連絡手段を活用して、子どもの出席率、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。

11	保護者との連携	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○連絡帳や個人面談を通して寄せられる保護者からの相談について、内容によっては電話連絡や面談などを行い、可能な限り迅速に誠意をもって対応している。また、日々丁寧な対応を心掛け信頼関係を築き、気軽に相談してもらえるように努力している。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○保護者組織からの相談にも丁寧に対応し助言している。また、保護者及び保護者組織の協力を得ながら行事を運営している。
12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○保育をはじめ、施設管理、衛生管理、環境整備、相談活動も随時行っている。また、職場内で情報を共有して事例検討を行い、育成支援の内容や充実改善に努めている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○年間計画に沿って月案や週案を作成して職員間で業務を分担し、保育に滞りがないように運営している。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○感染対策緩和により、今年度から学校行事を参観することができている。児童館との共催行事や懇談会にも参加を得、情報共有等の連携を行い、子どもの生活の連続性の保障に努めている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○年度の初めに、連携するにあたって特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに基づき、秘密保持やプライバシーの保護を目的とした取り決めをしている。
14	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○保育園とは、必要に応じて支援を必要とする児童の情報共有や保育観察を実施している。	
15	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○児童館と協力して上目黒小学校、上目黒住区住民会議・主任児童委員・民生児童委員等、子どもにかかわる関係機関との連携を図っている。	
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○小学校と使用上の注意事項などを確認の上、借用をしている。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○児童館との連携により、相互に事業参加や運営協力をしながら、児童館を活用した保育を行っている。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
17	(1)衛生管理	○	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	○日常的にけが、事故が発生する可能性のある個所の発見、対処を行い、ケガ防止に努めている。事故発生時には、複数名の職員で迅速に対応するとともに、職員間でその状況と対処について確認し、以後の事故発生防止に努めている。
	(3)防災及び防犯対策	○	○目黒区児童館・学童保育クラブ災害時初期対応マニュアルに沿って独自のマニュアルを作成し、月1回防災、年1回防犯訓練を行っている。また、見守りメールの配信訓練や171災害伝言ダイヤル訓練を行っている。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	○学校、PTA、警察と連携し、子どもたちが通る道についての安全確認を行い安全マップを作成している。また、入所時や保護者会にて登所及び帰宅時の安全について確認をしている。子どもの下校時・帰宅時の安全指導を日常的に行っている。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
18	(1)施設	○	○育成室として、生活と遊びの機能を備えた専用区画を有している。
	(2)設備、備品等	○	○子ども一人ひとりの専用ロッカーを備えている。児童館と併設ではあるが、子どもたちの生活の場として必要な備品・遊具・図書などを備えている。
19	(1)職員配置	○	○目黒区の職員配置基準に基づいて、2人以上の放課後児童支援員が配置されている。
	(2)育成支援の実施	○	○上目黒学童保育クラブとして、受け入れ可能数70人(12月1日現在50人)で育成支援を行っている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。
	(4)勤務時間	○	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	△	○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。
21	開所時間及び開所日	○	○開所時間は、一日保育日8:00～、平日下校後～19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関する留意事項	○	○区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	(1)運営主体の要件	○	○放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。
24	労働環境整備	○	○目黒区安全衛生委員会及び児童施設安全衛生委員会を設置し、職場環境測定、ストレスチェック等を実施し労働環境の点検、改善に努めている。

25	適正な会計 管理及び情 報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。